

The background of the slide is a light blue color with a pattern of numerous small, realistic water droplets and bubbles. Some larger, more prominent bubbles are visible, particularly in the upper left and lower right areas, with highlights and shadows that give them a three-dimensional appearance. The overall effect is clean and fresh.

介護職員等特定処遇改善加算について

2019.08.28

本年10月分の介護報酬より 標記の加算が新設されます

この加算は現在の介護職員処遇改善加算に加え、より一層介護職員の処遇を改善するために特別に設定された加算となります。

また、今までは介護職員のみが対象でしたが、その他の職員も対象となるよう範囲が広がられました。

この加算の運用については幾つかの規定が定められています

- ①賃金改善の対象となる、各事業所の職員のグループ分けの実施
 - A、**経験・技能のある介護職員**
介護福祉士であって、勤続10年以上を基本とし経験・技能を有すると認められる者
 - B、**その他の介護職員**
A以外の介護職員
 - C、**介護職員以外の職員**
看護師、PT・OT、事務職員、運転手、等

②事業所における分配方法

(イ) Aの職員の内ひとり以上は、月額平均8万円以上又は年収440万円以上となるよう支給する。(既に年収440万円の職員がいる場合はこの限りではない)

(ロ) Aの職員に支給する費用の平均額は、Bに支給するその2倍以上であること。(つまり、 $B\text{支給額} < A\text{支給額} \times 1/2$)

(ハ) Bの職員に支給する費用の平均額は、Cに支給するその2倍以上であること。

(つまり、 $C\text{支給額} < B\text{支給額} \times 1/2$ 又は $A\text{支給額} \times 1/4$)

かつ、Cの職員の賃金改善後の年収が440万円を超えないこと。

介護職員等特定処遇改善加算の算定金額について

※当該加算の加算率は介護サービス区分により下記の通り決められています。

加算算定対象サービス(一部抜粋)

サービス区分	加算率	
	特定加算(Ⅰ)	特定加算(Ⅱ)
訪問介護	6.3%	4.2%
地域密着型通所	1.2%	1.0%
小規模多機能型居宅介護施設	1.5%	1.2%
看護小規模多機能型居宅介護施設	1.5%	1.2%
認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.4%
介護福祉施設(特養)	2.7%	2.3%
介護保健施設(老健)	2.1%	1.7%

各事業所の介護福祉士の人数によって加算金が決まるわけではありません！

湘風会グループの配分方法

今回の介護職員等処遇改善加算については、厚生労働省より示されている規定を
基に、当法人では下記の通り出来る限り統一した方法で配分したいと考えています。

- ①基本、常勤・非常勤の方にも配分する(非常勤の方は常勤換算し割り
当てる)。
- ②職員グループ分け(A、B、C)は、各事業所管理者と本部で検討し指定
する。
- ③各グループ配分額は、 $Aクラス一人平均支給額 > Bクラス一人
平均支給額 \times 2 > Cクラス一人平均支給額 \times 2$ となるよう配分する。

以上の通り、この「介護職員等処遇改善加算」につきましては、
制度上各職員にとって不公平感が生じる内容となっていると思
われます。

当湘風会グループでは、出来る限り不公平感がないような分配
方法を実施して行きたいと考えております。

なお、この加算は10月から算定可能となりますので、各職員
には10月分が国保連合会より入金される12月の給与より反映
する事となりますので合わせてご理解の程よろしくお願い致し
ます。